

### 政府主催慰霊巡拝

**対象** 戦没者の遺族（配偶者〔再婚した者を除く〕、父母、子、兄弟姉妹、参加する子・兄弟姉妹の配偶者、孫、甥姪）で健康状態の良好な人

※初参加の遺族が優先

**問合せ先** 地域共生推進課

※詳しくは問い合わせてください。

巡拝実施地域	実施予定時期	申込締切日
カザフスタン共和国	8月24日(火)～9月4日(土)	5月14日(金)
インドネシア	9月1日(火)～9日(日)	4月23日(金)
中国東北地方（旧満州地区全域）	9月1日(火)～10日(金)	5月21日(金)
東部ニューギニア	9月11日(土)～18日(土)	5月14日(金)
イルクーツク州・ブリヤート共和国	9月13日(月)～24日(金)	6月4日(金)
ハバロフスク地方・ユダヤ自治州	9月13日(月)～24日(金)	6月4日(金)
北ボルネオ	9月22日(火)～29日(火)	5月14日(金)
ビスマーク諸島	10月9日(土)～16日(土)	6月11日(金)
トラック諸島	10月22日(金)～27日(火)	6月22日(火)
ミャンマー	11月11日(木)～19日(金)	6月22日(火)
フィリピン	来年2月17日(木)～24日(木)	9月14日(火)
硫黄島（1次）	11月中旬の2日間	（未決定）
硫黄島（2次）	来年3月中旬の2日間	（未決定）



令和3年度

集団がん検診

6月より受付を開始します。日程など詳しくは広報5月号でお知らせします。

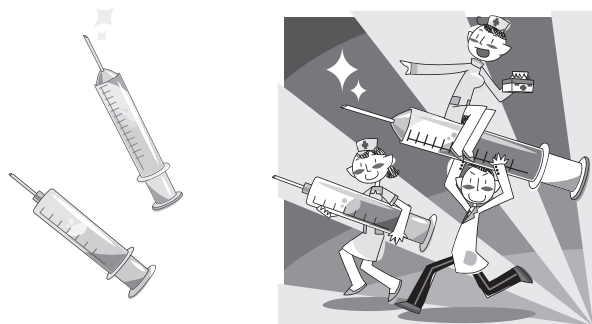
**問合せ先** 健康推進課

日本脳炎予防接種

日本脳炎ワクチンは現在、一部のワクチンの製造が一時停止したため、出荷調整中です。供給が安定するまでは1期初回の1回・2回の人および定期接種として接種が受けられる年齢の上限が近づいている人への接種が優先されます。

接種を開始している人は、望ましい間隔での接種が困難な状況になると思いますが、ワクチンの供給が安定するまでの間、ご理解ご協力をお願いします。

**問合せ先** 健康推進課



### 成年後見制度・任意後見制度を利用しましょう！

#### 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などで、判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に支援する仕組みです。例えば、預貯金や不動産などの財産を管理したり、一人でやるのが難しい契約の締結や本人にとって不利益な契約の取り消しなどを代わりに行ったり、福祉サービスや施設への入所に関する契約を結んだり、医療費の支払を行うなど、本人を保護し、安心して生活が送れるようにサポートします。本人の判断能力がすでに不十分な場合、家庭裁判所が本人にとってどのような支援が必要なのかを考慮し、家族、法律や福祉の専門家（弁護士、司法書士、社会福祉士等）などから適任者を法定後見人（法定後見人は、本人の判断能力に応じて、成年後見人、保佐人、補助人にわかれます）に選任します。これを法定後見制度といいます。

成年後見制度を利用するにあたっては、本人の住所地を管轄している家庭裁判所で申立てを行います。本人や配偶者、4親等内の親族などが申立てを行うことができます。申立てに必要な書類など、手続きに関することは家庭裁判所へ問い合わせてください。

**問合せ先** 大阪家庭裁判所 岸和田支部（☎441-6803〔代表〕〒596-0042 岸和田市加守町4丁目27-2（南海「春木」駅から南東へ約700m 徒歩約12分）

#### 任意後見制度

本人の判断能力がまだしっかりしていれば、将来、判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人物と契約を結んでおく任意後見制度があります。具体的には、あらかじめ、任意後見人になってもらいたい人物と判断能力が不十分になったときに何をしてもらいたいかを話し合い、その内容を公証役場で公正証書にしておきます。契約した任意後見の内容は、法務局に登録されます。判断能力が不十分になったときに、家庭裁判所に申し立てを行うと、任意後見人を監督する任意後見監督人が選任され、任意後見人の事務が開始されます。

任意後見人は、任意後見契約時に当事者間で合意した特定の法律行為（財産管理・介護や住まいの確保に関する契約など）について本人に代わって行います。

公証事務に関することは、最寄りの公証役場へお問い合わせください。

**問合せ先** 岸和田公証役場（☎422-3295 〒596-0054 岸和田市宮本町2-29 ライフエイトビル3階（南海「岸和田」駅から徒歩約3分）

### 高齢者肺炎球菌予防接種

公費で接種歴のない下記の対象の人へは、5月に案内ハガキ（接種する際に提示が必要です）を送付します。案内ハガキが届いた人でも、自費も含め接種歴がある人は対象となりません。案内ハガキを送付するまでに接種を希望する人は、健康推進課へ問い合わせてください。

**公費の接種期間・回数** 来年3月31日までに1回

**対象** 本市に住民登録があり、次のいずれかに該当し、自らの意思と責任で接種を希望する人（すでに23価の肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外です。）

①令和3年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる人

②接種日当日60～64歳の人で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人（該当の機能障害で身体障害者手帳1級所持または相当程度の人）

※脾臓を摘出した人、公害認定者などは、医療保険などの対応とするか接種医と相談してください。

**自己負担金** 4,000円 ※減免制度あり

**持ち物** 健康推進課より送付する案内ハガキ、健康保険証・医療証など本人確認ができるもの、身体障害者手帳（②のみ）など

**場所・申込** 直接、下表の指定医療機関へ。下表の指定医療機関以外で接種される場合は、必ず事前に健康推進課へ問い合わせてください。一定の条件のもと償還払い制度があります。

**問合先** 健康推進課

- 65歳：昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ
- 70歳：昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生まれ
- 75歳：昭和21年4月2日～昭和22年4月1日生まれ
- 80歳：昭和16年4月2日～昭和17年4月1日生まれ
- 85歳：昭和11年4月2日～昭和12年4月1日生まれ
- 90歳：昭和6年4月2日～昭和7年4月1日生まれ
- 95歳：大正15年4月2日～昭和2年4月1日生まれ
- 100歳：大正10年4月2日～大正11年4月1日生まれ

#### 減免制度

- 市民税非課税世帯に属する人には自己負担金免除券を発行しますので、事前に健康推進課へ本人確認ができるものを持参して申請してください。
- 生活保護法による被保護世帯に該当する人は、生活保護受給者証明書の原本などを直接指定医療機関へ提出してください。

#### ■指定医療機関

町	医療機関	電話番号
葵町	つじもとクリニック	469-2080
市場西	たかやまクリニック	462-7778
市場南	長田医院	461-1500
上町	あらい耳鼻咽喉科	462-3387
	泉本医院	469-3181
	小西胃腸科内科医院	469-6619
	白井内科クリニック	462-1877
	中野クリニック	464-0021
	やました耳鼻咽喉科クリニック	462-3341
大西	聖愛クリニック	462-0550
	西田医院	462-3356
大宮町	西田外科・内科	462-8725
上瓦屋	青松記念病院	463-3121
	泉南藤井病院	464-6466
	新山診療所	462-7452
上之郷	泉佐野市上之郷診療所	429-9090
佐野台	矢頃クリニック	463-1018
下瓦屋	中西脳神経外科・内科	462-2358
新安松	浅井クリニック	466-0122
高松北	上仁上田クリニック	462-3458
高松南	梶野医院高松診療所	469-6633

町	医療機関	電話番号
鶴原	おおうら整形外科	464-5841
	小笠原医院	462-0268
	長澤医院	462-2443
	なかつか整形外科 リハビリクリニック	469-1300
	東佐野病院	464-8588
	三好医院	463-6911
中庄	大野外科胃腸科	464-0302
	ゆたかクリニック	463-7725
長滝	釈迦戸医院	465-4180
	田中医院	466-6800
	樽谷医院	466-1180
中町	佐野記念病院	464-2111
羽倉崎	石井クリニック	447-5565
	羽原病院	466-3881
羽倉崎上町	平野医院	465-4668

町	医療機関	電話番号
日根野	ありた整形外科	467-3051
	泉屋内科 クリニック	467-3222
	えびすのクリニック	450-0380
	大植医院	450-2820
	中川クリニック	461-1302
	中山医院	468-0303
本町	平松診療所	468-2481
	武井医院	462-7755
湊	泉佐野優人会病院	462-2851
	ひがきクリニック	487-8343
南中樫井	樫井診療所	466-8661
南中安松	やすい耳鼻咽喉科	493-3960
りんくう 往来北	リョーヤコマツ クリニック	463-7003
	りんくうタウン クリニック	460-1122
若宮町	山田外科医院	462-3106

※熊取町・田尻町・泉南市・阪南市・岬町の指定医療機関でも接種可能です。詳しくは、健康推進課へ問い合わせてください。